

<別添3>

## 誓約書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

私は、家畜商免許申請にあたり下記の事項に該当しないことを誓約します。

(家畜商法第4条)

- 1 心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者（精神の機能の障害により家畜の取引の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）。
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、家畜商法、家畜伝染病予防法若しくは家畜取引法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けないことが確定した日から2年を経過しない者。
- 3 家畜商法第7条第1項又は第2項の規定による免許の取消し（家畜商から申請した場合を除く）があった日から2年を経過しない者。（ただし、第4条第1号に該当するため取り消された者であって同号に該当しなくなった者を除く。）
- 4 家畜の取引の業務を行う事業所を二以上設ける者であって、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者の全てが家畜商法第3条第2項第1号に該当する者でないもの。
- 5 その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従事者を置くものであって、その者の当該業務に従事する家畜商法第3条第2項第1号に該当する者の全て（当該業務を行う事業所を二以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者の全て）が第1号から第3号までのいずれかに該当するもの。